

住所変更登記の 義務化が始まります！



さあ、第二の人生スタート !!
大切な家族と自分のために
上手に終活しましょう !

日 時

1月 16 日 (金) 14:00~16:00

会 場

市民公益活動支援センター 電話 : 06-6398-9189
(豊中市庄内幸町 4-29-1 庄内コラボセンター1階)

内 容

令和8年4月1日より不動産の所有者は住所・氏名・
名称の変更日から2年以内に変更登記をすることが義務付られます。その背景と内容をやさしく説明します。

講 師

織田剛史 (司法書士)

定 員 申込先着 25名

申 込

1月 6 日 (火) 10時より受付開始

申込先／豊中市立市民公益活動支援センター
電話 : 06-6398-9189



申込用コード

実施団体・問合せ先



NPO 法人 空き家サポートセンター TEL:072-736-0531

当センターは、**空き家の総合相談窓口**です

URL : <https://akiya-support-centers.jimdosite.com/>

住宅確保要配慮者支援法人(大阪府 44号、奈良県 6号、兵庫県 14号)

NPO 法人空き家サポートセンターの紹介

私たちは空き家問題解決の総合アドバイザーとして活動をしています。メンバーは、行政書士・司法書士・税理士・弁護士・土地家屋調査士・宅地建物取引士・測量士などの有資格者です。終活セミナーを通じ、空き家問題の予防・改善・解決策を認識・理解していただけるように活動しています。

講師：織田剛史の紹介

東大阪市で司法書士法人 SEALS 東大阪オフィス 代表社員司法書士として活動する。保有資格（司法書士、家族信託専門士、行政書士、宅地建物取引士）を活かし、業務としては、一般司法書士業務（不動産登記・商業登記・法人登記）のみならず遺言作成、遺言執行、成年後見関連、家族信託等多分野に渡っています。

2025年10月～2026年4月 セミナー開催予定

《開催日時は、原則として、毎月第三金曜日の14時から16時。

会場は、市民公益活動支援センター（豊中市庄内幸町4-29-1
庄内コラボセンター1階）

- ・10月17日（金）/相続発生時に困らない最善の方法
終了
- ・11月21日（金）/プロが教える家財整理の最新情報
終了
- ・12月19日（金）/正しいお墓じまいの手順
終了
- ・1月16日（金）/住所変更登記の義務化が始まります
- ・2月20日（金）/建築士が提案する空き家の利活用
- ・3月27日（金）/楽しく無理なく有効な終活をしよう

※ 各セミナーは事前申込みが必要です。

※ 都合により、内容等が変更になる場合があります。